

改正

平成11年3月24日条例第3号

平成12年3月22日条例第7号

平成26年3月24日条例第14号

芦屋町社会教育委員設置条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、本町に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(定数)

第3条 委員の定数は9人とする。

(任期)

第4条 委員の任期は4年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中でも委員を解職することができる。

(公民館運営審議会委員との関係)

第5条 委員は、公民館運営審議会の委員をもつて充てる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年条例第13号)の定めるところによる。

(委任規定)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は芦屋町教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行後、最初に委嘱された委員の任期は第3条第1項の規定にかかわらず昭和41年8月2日までとする。

附 則（平成11年3月24日条例第3号）

第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) 略

(3) 第3条の改正規定 平成12年4月1日

(4)～(9) 略

附 則（平成12年3月22日条例第7号抄）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第14号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。